

## 第40回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

令和元年7月12日（金）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

京都地方裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）

岡本昌子，角田敦志，神田尚子，北村さゆり，小嶋信婦，高見 彰，

田波宏視，村上正治，吉田雅信，長谷川彰，伊藤伸次，

小西義博，久保田浩史

（事務担当者等）

藤田昌宏，岡真紀子，別宮直幾，栗山和昭，橋本 貢，瀨田竜也，三

宅秀明，上田信聡，下村義之，下出克治，周参見美奈子

### 4 議題

労働審判制度について

### 5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 裁判所における障害者等への配慮についての説明

(4) 意見交換

京都地方裁判所における労働審判制度について，事務担当者等から説明があった後，別添議事録概要のとおり質疑応答があった。

《発言者：●＝委員長，○＝委員，□＝事務担当者等》

(5) 次回のテーマ

少額訴訟制度について

(6) 次回開催日

令和元年12月6日（金）

(別紙)

【議事録概要】

- 労働審判の申立て状況についてお聞きしたい。最近、民間企業におけるハラスメント事案が急増している。労働審判事件ではどのような事件の申立てが多いのか傾向について説明していただきたい。
- 労働契約上の地位の存否に関するもの、特に解雇無効に関する事件が全体の4割から5割程度を占めていて、次に多いのが賃金の未払いに関する事件である。ハラスメントに関する事件はそれほど多くない。
- 労働審判員は、どういう基準で選任されているのか。
- 使用者側は経団連から、労働者側は労働者組合総連合会から、それぞれ労働関係に関する専門的な知識や経験を有する適任者を推薦してもらい、各地方裁判所で選考している。
- 外国人労働者が増加しているが裁判所としてどのような対応をしているか。
- 外国人労働者が、労働審判事件について直接相談に来たことはない。弁護士に依頼し申立てをしているケースが多い。
- 労働審判事件というのは耳慣れない言葉であるため、一般的には労働基準監督署へ相談に行くと思われる。労働審判を申し立てたいということで、裁判所に来られるケースはあるのか。

- 労働基準監督署で扱うのは労働基準法違反の事案であり賃金未払いなどで  
是正勧告を行っているが、労働基準法違反でない場合や解雇無効事件は労働  
基準監督署では取り扱うことができないため、そこで労働審判制度を案内さ  
れたり、弁護士や労働組合に相談し裁判所へ申し立てられることが多い。
- 「労働委員会による調停あっせん制度」があるが、関係機関との連携強化  
という点から、労働審判制度との区別はどうなっているか。
- 裁判所が労働委員会へ何かを働きかけることはない。労働委員会による調  
停あっせん制度と労働審判制度の大きな違いは、労働審判制度は、調停が成  
立しない場合には審判という決定が出る点である。
- しっかりと書き込まれた申立書が出ているということは、裁判所がそれを  
読むだけで解決の方向性が見えるため、迅速処理を行うことができる。代理  
人である弁護士に対し、裁判所がしっかりと書き込まれた申立書を提出する  
よう啓発することにより、労働審判制度が発展していくと思われる。  
  
先ほど、ハラスメント関係の事件がそれほど多くないとの説明を受けたが、  
事業所であれば倫理委員会があり、じっくりと議論されているため労働審判  
事件にまではならないのだろうと思う。
- ハラスメントにより懲戒手続になったという事案において、労働審判制度  
が利用されているケースはある。
- 労働審判制度があまり知られていない点について御意見をお伺いしたい。

○ 労働審判制度を知らなかった。他の関係機関と連携した方が制度をより身近に感じると思う。行政書士や労務管理士に相談する中で、労働審判制度の話を聴く機会があれば労働審判制度を利用しようとなると思う。

○ 一般の方に分かりやすくするために、こういう事案は労働基準監督署、こういう事案は労働審判制度というふうな区別があれば利用しやすいと思う。

申立書は、弁護士向けに作成されているようであるが、個人でも作成できるか。申立費用は、どれくらいかかるか。

□ もちろん、申立書の作成は個人で可能であるが、個人の方が作成された場合は、内容があまり詳しく書かれていないことが多く、期日の際に口頭で聴くこととなり、そのため審判期日において、補充のために多くの時間を要してしまうというジレンマがある。

申立費用に関しては、訴えの提起の場合の半分の金額となる。民事調停手続と同額である。

○ 労働審判事件の終局事由で調停成立が多いことが意外であった。最近の当事者の傾向として、権利意識が高まり以前よりも話し合いで解決するのが困難になりつつあると認識していたためである。

訴訟に移行した場合は、担当裁判官も変わるのか。裁判官が変わった場合には、最初から説明したり、書面を再提出しないといけないか。

□ 労働審判を担当した裁判官が訴訟を担当することは違法ではないが、当庁

の取扱いとしては、別の裁判官が訴訟を担当する。訴訟に移行すると別の事件となるため、書面等は全て再提出となる。

- 労働審判制度を円滑に進めていく上での申立書の充実という点からすると、弁護士に依頼せず本人が申立書を正確に作成することは難しく、また、裁判所の職員がアドバイスをしながら作成してもらうということも難しいと感じる。

本人でも容易に申立てできるようにならないかと思う。例えば、期日のヒアリングの段階で、裁判所が必要な情報を整理しながら進めていけばいいのではないかと思う。

- 労働審判の啓発のため迅速性について、終局に3回から4回以上かかっている事案の分析が必要となる。

柔軟性について、申立て内容に拘束されない審判事項を定めることができるとあるが、柔軟であればあるほど、当事者を納得させるのが困難であるのか、そうではないのかいかがか。

- 迅速性について、内容の分析をしながら進めていきたいと考える。

柔軟性について、知識や経験豊富な労働審判員のアドバイスにより方向性を示し当事者に受け入れてもらえている。

- 労働審判制度について、今以上に啓発活動に取り組むべきではないか、関係機関との連携を深めていくべきといった御意見をいただいた。今後、いた

だいた御意見を参考に労働審判制度の啓発に取り組んでいきたい。貴重な御意見をありがとうございました。